

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件(平成二十二年経済産業省・環境省告示第四号)

最終改正：平成二十九年三月三十一日経済産業省・環境省告示第四号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国务大臣 赤松 広隆
環境大臣 小沢 鋭仁

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法

第一 用語の定義

この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例による。

第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法

- 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号及び第二号に掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第三号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。
 - 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までに於いて排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反

映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。)

- 二 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて日本国政府が定める手続に従って排出量調整無効化をした海外認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をした量を除く。）
 - 三 特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量
- 2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。
- 一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算して得た量
 - イ 令第七条第一項第一号イ（1）の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ（1）に定めるところにより算定される量
 - ロ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に、報告命令第二十条の二に規定する調整後排出係数のうち、当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量
 - ハ 令第七条第一項第一号イ（3）の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ（3）に定めるところにより算定される量
 - 二 算定排出量算定期間における二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第五項各号に定める量を控除して得た量
 - 三 算定排出量算定期間におけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項

- 1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。
- 2 他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。
- 3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量

調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第三号に定める移転をした量とみなす。